

○この案件に対するご意見はありませんでした。

第4向日向東臼杵広域連合広域計画（素案）	
趣 旨	<p>広域計画は、広域連合が総合的かつ計画的に施策を実施するため、地方自治法によりその策定が義務付けられています。</p> <p>また、計画に記載する項目については、向日向東臼杵広域連合規約で定めています。</p> <p>本計画は、現在の計画（計画期間：平成 22 年度～27 年度）が計画期間満了となることから、事務事業を検証し、見直しを行うものです。</p> <p>今回、第4向日向東臼杵広域連合広域計画（素案）を広く公表し、地域住民の皆さまのご意見を反映させるために意見を募集します。</p>
募集期間	平成 27 年 12 月 7 日（月）から平成 27 年 12 月 25 日（金）まで